

広島工業大学紀要編集内規

(目 的)

第1条 この内規は、広島工業大学紀要編集運営部会（以下、紀要編集部会という。）規則第8条にもとづき、紀要の編集に関し必要な事項を定める。

(投稿の資格)

第2条 執筆者は、本学教職員を原則とする。

ただし、共同研究による共著投稿の場合は、共著者のうち、少なくとも1名は本学教職員でなければならない。

(刊 行)

第3条 紀要は、研究編及び教育編に分け、原則として各々年1回刊行する。

(掲載対象)

第4条 紀要に掲載する論文等は次のとおりとする。

(1) 研究編

- a. 論文（原著論文）
- b. 翻訳（学術的に非常に価値のある文献および書籍の翻訳）
- c. 報告（広い視野に立脚した総説、斬新的で価値ある設計並びに特許等に関すること、その結果が学術的に有意義と思われる調査報告）
- d. その他（上記 a～c に分類できない研究の記録）

(2) 教育編

- a. 論文（原著論文）
- b. 翻訳（教育的に非常に価値のある文献および書籍の翻訳）
- c. 報告（授業方法の工夫・改善に関する実践報告、教育的に有意義と思われる調査・研究報告）
- d. その他（上記 a～c に分類できない教育に関する記録）

(執筆責任)

第5条 紀要に掲載された論文その他について生じる責任は、著者が負うものとする。

(執筆要項)

第6条 執筆要項については別に定める。

2 執筆要項に沿わない原稿等については、その投稿を受け付けることはできない。

(掲載順序)

第7条 掲載順序は第4条に定める種別 a～d の順とし、同一種別内では筆頭著者名の五十音順とする。

(別 刷)

第8条 紀要編集部会は、掲載された論文等の別刷を、50部を上限として執筆者に贈るこ

とができる。

(公 開)

第9条 掲載された論文等は、原則としてWebサイト等にて公開するものとする。

附 則

この内規は、平成13年6月26日から施行する。

附 則

広島工業大学研究紀要投稿内規（平成2年4月23日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成23年3月9日から施行する。